

公布された規則のあらまし

温泉法施行細則の一部を改正する規則（規則第四二号）

- 1 温泉掘削・増掘・動力装置許可有効期間更新申請書ほか一様式について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。

- 2 この規則は、平成二三年八月一日から施行することとした。

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四三号）

- 1 製造業の特例対象者の要件について、対象施設の投資額を「三億円以上」から「二億円以上」に改めることとした。（第五条関係）

- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成二三年三月一日以後に県又は市町と協定を締結した者について適用することとした。

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（規則第四四号）

- 1 天山区共同塵芥処理場組合の解散に伴い、その公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務の佐賀県人事委員会への委任を廃止することとした。

- 2 この規則は、平成二三年八月一日から施行することとした。